

公共建築木造工事標準仕様書のよくある質問（Q&A）

■公共建築木造工事標準仕様書に記載のない材料・工法

Q： 公共建築木造工事標準仕様書に記載のない材料・工法等は、使用できないのか。

A： 公共建築木造工事標準仕様書は、公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、記載のない材料・工法等の使用を妨げるものではありません。

また、公共建築木造工事標準仕様書に規定する材料、工法等以外のものを選定する場合には、その選定した材料、工法等を設計図書に特記することにより、使用することは可能です（公共建築木造工事標準仕様書より、特記仕様書や図面の方が優先順位は高いため。）。なお、公共建築木造工事標準仕様書は、低層小規模事務庁舎の木造建築物への適用を想定して作成されているため、特殊な施設、用途に適用する場合には注意が必要です。